

〒101-0041
東京都千代田区
神田須田町1-34-4

エコシステムエンジニアリング(株)

山本 貴士 様

東京都知事 小池 百合子



特定 建設業の許可について (通知)

令和 6年 4月 15日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許 可 番 号	東京都知事 許可(特-6)第 111258 号
許可の有効期間	令和 6年 6月 10日から 令和 11年 6月 9日まで
建設業の種類	とび・土工工事業
土木工事業 解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 11年 5月 10日
(裏面の注意事項をお読みください。)

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。



環関地環発第 2303131 号
令和 5 年 3 月 13 日

エコシステムエンジニアリング株式会社
代表取締役 山本 貴士 殿

関東地方環境事務所長



指定調査機関の指定について（通知）

令和 5 年 3 月 6 日付けの申請については、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり指定したので、通知する。

なお、土壤汚染状況調査等の業務を開始する前に、同法第 37 条第 1 項の規定に基づく業務規程を提出されたい。

また、指定調査機関として留意すべき事項を別紙のとおりまとめたので、これに留意されたい。

記

指定年月日 令和 5 年 3 月 13 日

指定番号 2023-3-0001

指定有効年月日 令和 10 年 3 月 12 日

登 録 通 知 書

エコシステムエンジニアリング 株式会社

代表取締役 山本 貴士 殿

令和8年3月23日付けで申請のあった貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第5条第1項の規定に基づき申請のとおり登録したので、同法同条第2項の規定に基づき通知する。

令和8年6月11日

関東運輸局長 藤 田 礼

